

労働・助成金情報 特急便

第 93 号 (2020 年 8 月)

深川経営労務事務所
社会保険労務士 深川 順次
〒812-0014
福岡市博多区比恵町 11-7-701
TEL : 092-409-9257
FAX : 092-409-9258

7月に提出した「算定基礎届」の通知書が届き始めました。これによりなにが変わるかを「算定基礎届」と「標準報酬月額」「標準賞与額」について確認しながらご紹介いたします。

算定基礎届

毎年1回、社会保険に加入している被保険者の実際の標準報酬月額との間に大きな差が生じないように7月1日現在で労働している被保険者の標準報酬月額を決定し直す（定時決定）届出を算定基礎届と言います。

4月・5月・6月の3か月間に支給された報酬の総額を3か月で割った報酬から標準報酬月額を決定し直します。決定し直された標準報酬月額は、9月から翌年8月までの各月に適用されます。

この時の報酬には、金銭で支給されるものだけでなく現物支給（定期券・社宅・食券など）も含まれます。賞与が年4回以上支給の場合は、1ヶ月の平均を出して報酬に含めます。

標準報酬月額

健康保険・厚生年金保険では、被保険者が事業主から受ける毎月の給与などの報酬の月額を区切りの良い幅で区分したものを標準報酬月額と言います。健康保険の標準報酬月額は、全50等級（第1級：5万8千円～第50級：139万円）に区分され、厚生年金保険は、全31等級（第1級：8万8千円～第31級：62万円）に区分されています。

都道府県ごとに健康保険料額が異なるため、都道府県ごとの保険料額表で確認します。

標準賞与額（年3回以下の賞与）

税引前の賞与総額から千円未満を切り捨てた額が、標準賞与額となり、この標準賞与額に保険料率を掛けた額が賞与にかかる保険料額となります。標準賞与額は賞与が支給される月毎に決定されます。

標準賞与額の上限は、健康保険は年間累計額573万円（毎年4月1日から翌年3月31日までの累計）

標準賞与額の累計が年度内に573万円に達した後に、賞与が支払われた場合の標準賞与額は0円と決定されます。厚生年金保険は、1カ月あたり150万円が上限となります。

賞与が支給される度に、「賞与支払届」を提出します。

年4回以上支給される賞与は、標準報酬月額の対象となり、賞与支払届の提出は不要となっています。

※健康保険料と厚生年金保険料は事業主と被保険者の折半となっています。

そして、40歳～64歳までの方は、健康保険料に介護保険料が加わり、事業主と被保険者の折半となります。

被保険者への通知義務

事業主は、厚生労働大臣（日本年金機構）から次の決定等の通知があった場合は、その内容を速やかに被保険者または被保険者であった者に通知しなければいけません。

通知義務に対して正当な理由なく通知しなかった場合には、6か月以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。

◇ 社会保険の被保険者の資格取得または喪失

◇ 標準報酬月額の決定または改定

◇ 標準賞与額の決定

- ◇ 適用事業所以外の事業所が認可を受けて適用事業所になったこと
- ◇ 上記の適用事業所が認可を受けて適用事業所以外の事業所となったこと
- ◇ 適用事業所以外の事業所に使用される70歳未満の者が認可を受けて厚生年金保険の被保険者となったこと
- ◇ 上記の被保険者が認可を受けて被保険者の資格を喪失したこと

※事業主が被保険者または被保険者であった者への通知方法は任意となっています。

<令和2年9月から厚生年金保険の標準報酬月額の上限が変更予定です>

令和2年9月から厚生年金保険の従前の標準報酬月額の上限等級 31級・62万円の上に1等級（32級・65万円）が追加されます。

【改定後】

月額等級	標準報酬月額	報酬月額	一般・坑内員・船員 (厚生年金基金加入員を除く)	
			全額	被保険者負担分(折半額)
			18.300%	9.150%
第31級	620,000円	605,000円以上 635,000円未満	113,460円	56,730円
第32級	650,000円	635,000円以上	118,950円	59,475円

今回の算定基礎届の改定後の新等級に該当する被保険者がいる事業所へ令和2年9月下旬以降に日本年金機構より「標準報酬改定通知書」を送付予定です。標準報酬月額の改定に際して、届出は不要です。

新型コロナウイルスの影響による特例

厚生年金保険料等の納付猶予の特例

<猶予(特例)の内容>

- 新型コロナウイルスの影響により、事業等に係る収入に相当の減少があった場合、厚生年金保険料等の納付を1年間猶予
- この納付猶予の特例が適用されると、担保の提供は不要となり、延滞金もかかりません

<対象事業所>

下の条件をすべて満たす事業所が対象

- ① 新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1か月以上)において収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少
- ② 厚生年金保険料等を一時に納付が困難

<対象となる厚生年金保険料>

- 令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が対象

<指定期限までの申請が必要です>

「指定期限」は毎月の納期限からおおよそ25日後です。月々の「指定期限」については、納期限までに保険料の納付がない場合に送付される「督促状」に記載されます。